

いじめ防止基本方針

『すべての生徒が安心・安全でしかも充実した学校生活を送るために』

山武市立松尾中学校
令和3年4月

はじめに

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。いじめは、人として決して許されない行為である、しかしながら、どの生徒にもどの学校にも起こりうることから、学校、家庭、地域が一体となって、継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。こうした中、今一度、すべての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分理解し、学校全体で組織的に取り組むことが求められている。そこで、本校では、山武市教育委員会の指導のもとに、いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等を具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な考え方を加え、学校全体としていじめ問題を正しく理解するために、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。これらの積極的な活用により、いじめを生まない学校風土をつくり、本校の目指す、すべての生徒が安心・安全しかも充実した学校生活を過ごすことができる環境を築いていく。

1 いじめの定義を理解する ～いじめ防止対策推進法から～

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
※この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
※この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

2 基本理念

将来の夢や希望の実現に向け、一日一日を安心して、学習や諸活動に取り組める学校・社会づくりに向け、日々の不安や希望を打ち砕く「いじめ」の未然防止および防止対策を策定する。また、策定にあたり、教職員、生徒、保護者等、幅広く意見を求めていく。

3 基本姿勢

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要であり、以下①～⑨は教職員がもつべきいじめ問題についての基本姿勢を示す。

- ① いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得るものである
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは早期発見・早期対応が取り組みのカギとなる
- ⑤ いじめは受けている生徒を必ず守るという姿勢で対応する。
- ⑥ いじめはその行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは教職員の児童・生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑧ いじめを受けている生徒の日常生活・学習評価等の対応は随時検討する。
- ⑨ いじめは学校・家庭・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組む問題である。

4 いじめの防止等の対策のための学校組織

校内でのいじめの防止や実態把握・対応等を検討するため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。本委員会は学期に一度を目安に定期的に開催するとともに必要に応じて臨時的に開催する。

【いじめ防止対策委員会】

校長・教頭・教務・生徒指導主事・各学年主任・各学年生徒指導担当・教育相談担当者・養護教諭・スクールカウンセラー・心の教室相談員

5 いじめの未然防止

いじめ問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、そのためには、生徒自らが互いに支え合い、認め合い、助け合う人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない学校風土づくり」に取り組む必要がある。

(1) 実態把握（早期発見）

- ・教師の気づきが基本で、生徒と共に過ごすことを日常とし、些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができるよう、細かく観察する。
- ・「いじめ相談窓口」を生徒・保護者へ周知する。
- ・「スマイリーボックス（悩み事相談等）」を生徒昇降口に設置する。
- ・山武市教育委員会の「いじめ問題メール窓口」の周知と活用。
- ・生徒を対象とした「いじめアンケート」を実施する。（学期に1回）
- ・教育相談週間を実施する。（6月・11月）

◇「いじめ」のサイン（例）

- 服や学用品が汚れている。なくす。落書きがある。
- 登校しなくなる。
- 早退、遅刻が増える。朝から機嫌が悪い。
- けが、あざなどがみられる。
- 感情が不安定。表情が暗い。落ち着きがなくおどおどする。その反対に妙に明るい。
- 職員室に頻繁に来る。先生の傍にすることが多い。
- 保健室によく行く。成績が低下する。無口になり、話さなくなる。
- 友人がかわる。いなくなる。

◇「いじめ」発生時間帯（例）

- 10分間の休み時間、昼休み
- 給食準備や後片付けの時間
- 清掃の時間
- 帰りの会終了直後
- 部活動の時間

◇「いじめ」発生場所（例）

- トイレ
- 教室の隅（空き教室）
- ベランダ
- 清掃場所
- 自転車置き場
- 部活動の活動場所・部室

(2) 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の実践

- ・授業規律を確立し、自己存在感を与える授業・自己決定の場を与える授業・共感的人間関係を育む授業を実践する。
- ・ティームティーチングや少人数指導など個に応じた指導の一層の充実を図り、「わかる授業」を実践する。

(3) 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

- ・計画的な学級活動（望ましい集団づくりをめざして）を実践する。
- ・各学級や全校集会等で「いじめゼロ宣言」を確認する。
- ・生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」を行う。
- ・体験活動や交流活動（異学年・異校種・障がい者・高齢者・外国人）を推進し、他者との相違を尊重する心を育成する。

(4) 自他の生命や人権を尊重する豊かな心の育成

- ・人権教育の充実に向け、いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ということを生徒に理解させ、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・発達段階に応じ、「命の尊さ」を共通ベースにした講演会を実施する。
（2学年…思春期講演会 3学年…薬物乱用防止教室）
- ・「命を大切にするキャンペーン」を積極的に実施するとともに、その一環として生徒会を中心としたいじめ撲滅ポスターづくりを行う。
- ・道徳教育の充実に向け、学級の生徒の実態に合わせた「心を揺さぶる教材・資料」を活用し、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れながら自分自身の生活や行動を省みる心を養う。

(5) 職員間や保護者等との情報の共有

- ・週1回の生徒指導部会と教育相談部会で報告のあった、いじめを含む生徒指導に関する全ての情報を職員が共有し、共通理解を図る。
- ・PTA運営委員会や保護者会等において、個人情報に留意しながら、学校の現状や課題等についての情報を提供し意見交換の場をもつ。
- ・保護者と教師がともに学ぶ研修会の設置やホームページ、学校・学年だより等による広報活動・啓発活動等を積極的に行う。

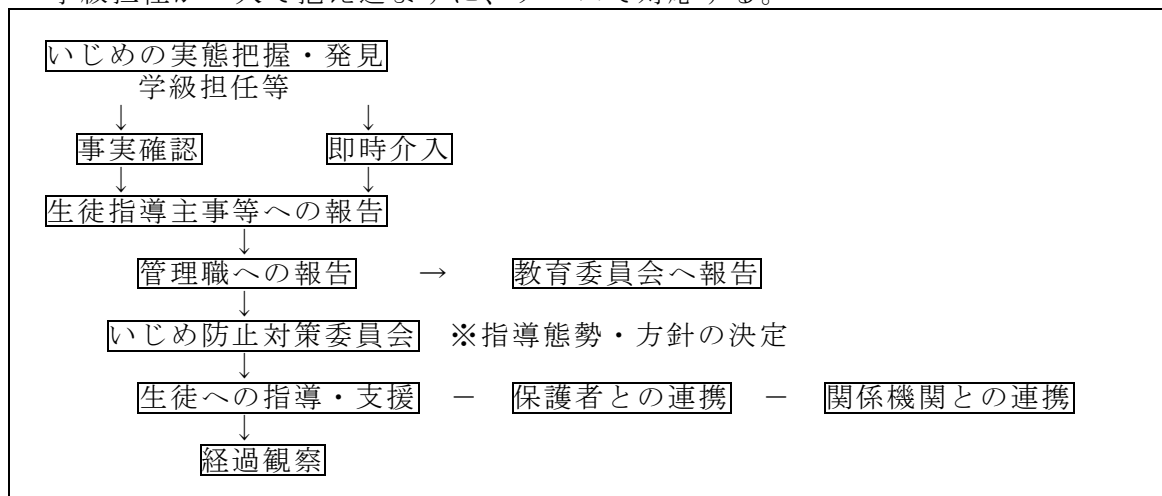
6 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとる。（※抵触する可能性のある刑罰法規）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
（※脅迫・名誉毀損・侮辱）・仲間はずし、集団による無視。・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
（※暴行）・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。（※暴行・傷害）・金品をたかられる。
（※恐喝）・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
（※窃盗・器物破損）・嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
（※強要・強制わいせつ）・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
（※名誉毀損・侮辱） |
|---|

7 いじめの対応の基本的な流れ

いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るという危機感を全職員がもち、学級担任が一人で抱え込まずに、チームで対応する。



(1) いじめの情報入手及び発見時の具体的対応

① いじめの情報を入手した場合の対応→

状況を観察しながら慎重に情報を収集し間接的な介入を図る。

【対応上の注意】

- ・「いじめではない、大丈夫だろう」などと個人的な解釈で見逃さない。
- ・他の教師に、情報の収集や観察などの協力をしてもらう。
- ・子どもたちと過ごす時間を増やし、状況を観察する。
- ・朝の会、帰りの会、学年集会などで、「いじめは絶対に許さない」という教師のいじめに対する強い姿勢を示す。

② いじめの現場を発見した場合の対応→

即時、直接的介入を行い、情報を収集し事実確認を行う。

【対応上の留意点】

- ・感情的にならず、毅然とした態度で介入する。
- ・発見者は、学級担任、学年主任、生徒指導主事等に報告する。
- ・関係した子どもに対し、事実に基づいた具体的な行動や言葉を確認する。
- ・その日のうちに、関係職員間で共通理解を図る。
- ・生徒指導主事等は、一連の記録を必ず取り、管理職に報告する。

(2) 管理職への報告といじめ防止対策委員会

① 管理職への報告 → 管理職の指示を受けながら、今後の対応を策定する。

【指示を受ける内容】

- ・緊急対応の必要性。(自殺予告など、命に関わる可能性が少しでもある場合は、迷わず緊急対応が必要)
- ・いじめ問題解決のための指導方針会議を開く必要性。
- ・詳細な調査の必要性。(調査内容と方法など)
- ・保護者への対応。

② いじめ防止対策委員会→

状況を分析し、事実関係の確認や問題点の明確化を図り、問題解決に向けてのプランを立てる。

【協議上の留意点】

- ・具体的な指導・支援の方針を検討し、役割分担を決め、支援チームを組む。
- ・関係機関とも連携しながら、継続的に経過観察を行い、ニーズに応じた指導・支援を行う。

(3) 指導方針に沿った調査・指導・援助

「いじめられた子どもをしっかりと守る」ことを基本姿勢として慎重に進める。

【調査実施上の留意点】

- 最初からいじめられた子ども、いじめた子ども及び関係者を一堂に集めて、調査や話し合いをするようなことは絶対しない。
- 事実確認の段階で、善悪の判断を安易にしない。
- 事実確認は複数（生徒一人に二人以上の教員）で、また、関係者の調査は、できる限り同時に行い、記録は事実のみとする。
- 多面的に事実を確認し、内容に矛盾がないか、慎重に検討する。
- 情報提供者に迷惑が及ばないように配慮する。

いじめられた子ども及びその保護者への指導・援助の留意点

【生徒に対して】

- 事実確認とともに、まずはつらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定をはかる。
- 最後まで守り通すことや秘密を守ることを伝える。
- 和解の形で終わっても、安易に問題が解決したと考えず、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- いじめられている子どもの心のケアを十分に行い、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- 保護者へは被害者保護優先の姿勢で接し、配慮のない発言を絶対にしない。
- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 保護者の考えを共感的態度で傾聴し、学校に非がある場合は素直に謝罪する。
- 保護者へは、指導・援助の事前及びその後の経過の説明等を十分に行う。

いじめた生徒及びその保護者への指導・援助の留意点

【生徒に対して】

- いじめの事実を確かめ、いじめた気持ちや状況について十分聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。
- いじめていると認識していなかったり、認めようとしなかったりする場合が多いので、まず、本人の不満や気持ちをよく聴く姿勢でかかわる。
- いじめられた子どもの心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを認識させる。
- いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分に理解し、学校生活に目標を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
(内面のいら立ちの原因把握に努める。)
- 十分な指導をしたにもかかわらず、いじめが継続する場合は、いじめる子どもを別室で学習させたり、出席停止措置や警察等の協力を得たりするなど厳しい対応措置をとる。

【保護者に対して】

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 保護者の心情に配慮し、生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- 保護者へは、指導・援助の事前及び事後の経過説明等を十分に行う。
- 家庭と学校が連携して子どもを育てていくという共通認識をもつ。

8 インターネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。未然防止には、学校におけるルール遵守の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。また、早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話の使い方の変化など、被害を受けている子どもが発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

以上のことから、保護者会や学校だより等を通じて次のことを伝える。

【未然防止のために】

- ・生徒たちのパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険から守るためのルールづくりを行うこと。特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること。
- ・インターネットへのアクセスは、「トラブルへの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと。
- ・「ネット上のいじめ」は他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を認識すること。

【早期発見の観点から】

- ・家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること。

(1) インターネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定のこどもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。

(2) インターネット上のいじめの種類

- メールでのいじめ
- ブログでのいじめ
- チェーンメールでのいじめ
- 学校裏サイトでのいじめ
- ラインやSNSでのいじめ

(3) 発見した時の対応

- 書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図る。
- 人権侵害や犯罪、法律違反などの事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応する。
- 保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

9 いじめに対する措置

(1) 別室での学習

いじめを行った生徒について必要があると認めるときは、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒・その他の生徒等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。

(2) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めたときは、所轄警察署と連携して対処するものとし、他の生徒等の生命・身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) 懲戒

生徒等がいじめを行っている場合であって、教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に当該生徒等に懲戒を加える。

(4) 出席停止制度の適切な運用

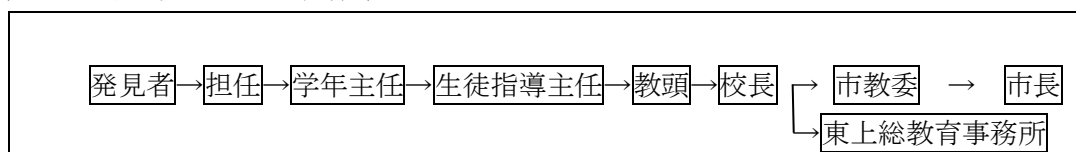
いじめを行っている生徒への指導の効果があがらず、いじめられている生徒の心身の安全が脅かされる場合や、他の生徒の心身の安全が保障されない等の恐れがある場合については、保護者からの意見聴取や助言を継続的に行う。それでもなお、改善のみられない場合は、学校教育法第35条第1項の規定に基づき、市教育委員会より当該生徒等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた生徒やその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

10 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い。(金品の強要、身体に重大な障害を負う、精神的な疾患を発症、生徒が自殺をするような場合等)
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
(年間30日を目安とする。一定期間連続しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態発生時の連絡体系



(3) 重大事態への初動

- ・「いじめ防止対策委員会」の招集
- ・教育委員会へ速やかに報告し、指導・助言を受ける。
- ・実態把握（調査）※聞き取りを複数職員で行う。（◎は必須 ▲は状況に応じて）
◎被害者本人 ▲被害保護者 ◎加害者本人 ▲加害保護者
- ・犯罪と認められる事案や生徒の生命安全が脅かされる場合は、直ちに警察へ通報する。
- ・解決が困難な事案については、必要に応じ、外房少年補導センターや福祉関係者、弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期解決を目指す。

1 1 いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

- (1) ホームページや学校だよりで「いじめ基本方針」を示す。
- (2) 毎学期実施する「いじめアンケート調査」は3年間保管し、公表を求められた際に提示できるようにする。
- (3) 学校評議委員会やPTA本部役員会等で、個人情報に留意しながら、学校でのいじめの実態について、報告・説明をする。
- (4) 「いじめ防止対策委員会」は年度末に基本方針の見直しを行う。

1 2 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員を抱え込むのではなく、学校における「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応のあり方について、全ての教職員で共通理解を図る。

(2) 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、少なくとも年に1回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に対応するための校内研修を行う。

(3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなどの校務の効率化を図る。

※ただし効率のみを求めた生徒不在の組織にはしない。生徒のためになることは手間をかける。

いじめ防止対策委員会対応マニュアル

<構成員> 校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、教育相談、担当、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、心の教室相談員

いじめの発見・発生
基本姿勢の確認

<調査班>
学年主任、学年生徒指導、担任、養護教諭等

緊急対応会議
対応の決定

<対応班>
●生徒対応（全職員）
●保護者対応（担当・教頭）
●職員対応（教頭・生徒指導主任）
●マスコミ対応（校長・教頭）
●関係諸機関（教頭・生徒指導主事）

事後指導・保護者連携
（観察・指導・出席停止）

<校内組織>
生徒指導部会
教育相談部会
セクハラ委員会
人権委員会
1 学年会
2 学年会
3 学年会

※定例のいじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催する。

※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を編成し、対応する。

※いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底を図る。